

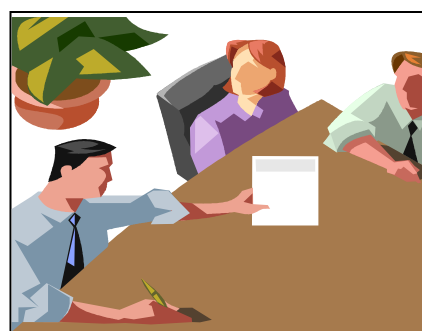
働き方・休み方改善コンサルタント 活用のご案内

「働き方・休み方改善コンサルタント」とは

平成18年4月1日に施行された「労働時間等設定改善法」に基づき、労働時間等の設定の改善に関するアドバイスを専門に行います。労働時間全般についての電話相談のほか、個別訪問による労働時間等の見直しに向けたアドバイス、資料提供、説明会・研修会の講師の対応などに応じています。



相談に関する秘密は
守られます。



～企業が抱えるこんな悩み、コンサルタントにお気軽にお尋ねください～

所定外労働を削減したいが、具体的にどうしたらよいか悩んでいる。

変形労働時間制やフレックスタイム制、裁量労働制を導入する手続きが知りたい。

年次有給休暇の計画的付与制度を取り入れたいが、どうしたらよいか知りたい。

労働時間や休日、休暇等について、就業規則の見直しを含めて全般的に相談したい。

「働き方・休み方改善コンサルタント」の個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される方は、個別訪問申込書に必要事項をご記入のうえ、郵便又はFAXにて、下記までお申し込みください。

働き方・休み方改善コンサルタントについての問い合わせ・申込先

埼玉労働局 雇用環境・均等室

電話 048-600-6210 FAX 048-600-6230
〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

働き方・休み方改善コンサルタント
個別訪問申込書

(申込日) 平成 年 月 日

埼玉労働局 雇用環境・均等室 あて
(FAX 048-600-6230)

働き方・休み方改善コンサルタントによるアドバイスや資料提供を受けたいので、個別訪問を申し込みます。

事業場名			
所在地			
電話		F A X	
担当者 職氏名	(職名)	(氏名)	
事業内容		労働者数	人
相談事項	<input type="checkbox"/> 労働時間関係 <input type="checkbox"/> 休日関係 <input type="checkbox"/> 年休等休暇関係 <input type="checkbox"/> その他 具体的な相談内容 []		

この個別訪問申込書は、お手数ですが、郵送又は FAX により下記宛先に提出してください。

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー16階

埼玉労働局雇用環境・均等室

FAX 048-600-6230